



税務セルフチェックへのアプローチ

上海華鐘投資コンサルティング有限公司

張 靖

2024.8.30

張 靖

上海華鐘投資コンサルティング有限公司 会計諮詢部 部長

(経歴) 東華大学 (会計学専科) 本科卒 管理学学士

2002年上海華鐘投資コンサルティング有限公司入社。

CIA (国際公認内部監査士)、会計士の資格を持ち、

日本簿記2級、日本語能力検定二級に合格。

現職は会計諮詢部 部長。

財務税務コンサルティング業務、M&A・DD業務、

国際会計準則の指導業務に従事。

20年以上の関連分野における実務経験がある。



1. 税務セルフチェックの概要

- 1 税務セルフチェックとは
- 2 税務セルフチェックを求められる状況
- 3 税務セルフチェックを行って報告すべき内容
- 4 税務セルフチェック実行のポイント

2. 税務セルフチェックの注意点・重点内容

- 1 増値税
- 2 企業所得税
- 3 個人所得税
- 4 不動産税
- 5 印紙税

1. 税務セルフチェックの概要

1－1. 税務セルフチェックとは

税務機関が、問題があるかもしれないと判断した事項について、企業に書面で説明させるという一種の調査方法

➤ **税務セルフチェック、税務検査、税務査察**

1. 税務セルフチェックの概要

【税務セルフチェック、税務検査、税務査察の比較】

区別	税務セルフチェック (税務自查)	税務検査 (税务检查)	税務査察 (税务稽查)
主体が異なる	自社	末端の税務局	税務専門査察部門
対象が異なる	自社	非特定納税人と源泉徴収義務者	特定の違法行為における嫌疑のある納税人及び源泉徴収義務者
目的が異なる	企業自身が問題を仕訳整理	特定の税種・事項に対する検査	税金逃れ・脱税行為の取締り
手順が異なる	報告書の自主提出	準備、実施、処理、フィードバック	案件選定、捜査、審理、執行

➤ 效力の強さ： 税務セルフチェック < 税務検査 < 税務査察

1－2. 税務セルフチェックを求められる状況

- 末端の税務局に選ばれた場合
- 通報があった場合
- 上級税務局から下級税務局に指示があった場合

1－3．税務セルフチェックを行って報告すべき内容

- (1) 企業の基本状況
- (2) 税務セルフチェック作業の計画と実施プラン
- (3) 企業の計上税額と実際の納税額の一致性
- (4) 税務セルフチェックによって発見された税務上の問題点
- (5) 問題に対する是正措置と今後の防止策

1-4. 税務セルフチェック実行のポイント

- (1) コンプライアンスチェック
(会社制度や法律法規の遵守、システム設定と関連規則との整合性)
- (2) 税金関連書類の整理
(契約書、発票、納税申告表、各種明細帳、原始証票 等)
- (3) 必要な場合は、第三者専門機関の支援を受ける

2. 稅務セルフチェックの注意点・重点内容

① 増値税

関連法令：

『中華人民共和国増値税暫定条例』

『中華人民共和国増値税暫定条例実施細則』

2. 税務セルフチェックの注意点・重点内容

2-1. 増値税

(1) 仕入増値税関連

1 発票の真実性、業務内容との一致性

2 リベートの処理

3 福利支出（例外：営業目的を兼ねている固定資産の仕入増値税・・・財税〔2016〕36号）

4 増値税免税項目（例外：住宅賃料の仕入増値税・・・財税〔2017〕90号）

5 異常損失を伴う購入貨物（例外：自然災害、期限切れ在庫）

2. 税務セルフチェックの注意点・重点内容

2-1. 増値税

(2) 売上増値税（収入未確認事項）関連

※ ③⑥⑦は企業所得税に影響無し

- 1 貨物は既に顧客に引き渡したが発票は未発行
- 2 バーター取引
- 3 収入と支出の相殺
- 4 「前受金」や「その他未払金」等への長期計上による収入未計上の状況
- 5 みなし販売（サンプル品の無償提供）
- 6 貨物購入者から受け取る各種価格外費用（手数料、補助金、違約金、輸送費 等）
- 7 貨物を本社（＝総公司）から分公司に移送して販売に使用する場合

② 企業所得稅

関連法令：

『中華人民共和国企業所得稅法』

『中華人民共和国企業所得稅法實施條例』

『企業所得稅稅前扣除証票管理弁法』
(國家稅務總局公告2018年第28号)

2. 税務セルフチェックの注意点・重点内容

2-2. 企業所得税

(1) 収入面（売上増値税と重複する部分有り）

- 1 発生主義の原則に基づいた各種収入の認識
- 2 バーター取引
- 3 「前受金」や「その他未払金」等への長期計上による収入未計上の状況
- 4 みなし販売（サンプル品の無償提供）

2. 税務セルフチェックの注意点・重点内容

2-2. 企業所得税

(1) 原価費用面

- 1 原価の水増し（発票の虚偽発行、人件費の虚偽計上等）
- 2 従業員福利費、工会経費、従業員教育経費、交際費、広告宣伝費、税額計算基準の超過、納税調整未実施
- 3 恣意的な原価計算方法の変更による利益調節
- 4 各種評価損失引当金
- 5 損金算入が認められない、他社が負担すべき費用
- 6 関係会社間の独立取引原則に基づかない代金、費用の受領又は支払

③ 個人所得稅

関連法令：

『中華人民共和国個人所得税法』

2-3. 個人所得税

- (1) 従業員のために支給する年金、業績賞与
- (2) 従業員のために加入する各種商業保険
- (3) 各種手当所得
- (4) 従業員個人に支給された暖房費、高温手当
- (5) ストックオプションによる所得（オプション行使時に納税義務が発生）
- (6) 他社の個人への贈り物や礼金等

④ 不動産税

関連法令：

『中華人民共和国不動産税暫定条例』

2-4. 不動産税

- (1) 地価が不動産価格に計上されて不動産税が納付されているか否か。
- (2) 建物と不可分の付属施設を不動産取得原価に計上せず不動産税を納付している状況の有無。
- (3) 竣工検収未完了であるが既に使用されている不動産について不動産税を納めているか否か。
- (4) 賃料免除で無償使用している不動産について、規定に基づき不動産税を納めているか否か。

2. 稅務セルフチェックの注意点・重点内容

2-4. 不動産稅

【稅額計算根拠】

(1) 自社所有自社使用の場合：

不動産残存価額×1.2%を徴収

(2) 賃貸の場合：

賃料収入×12%を徴収

⑤ 印紙税

関連法令：

『中華人民共和国印紙税法』

『印紙税の諸事項に関する政策実施基準についての公告』

(財政部 税務総局公告2022年第22号)

2. 稅務セルフチェックの注意点・重点内容



2-5. 印紙稅

【稅目範圍一覽に基づき課稅】

附：

印花稅稅目稅率表

稅 目		稅 率	備 注
合同(指書面合同)	借款合同	借款金额的万分之零点五	指银行业金融机构、经国务院银行业监督管理机构批准设立的其他金融机构与借款人(不包括同业拆借)的借款合同
	融资租赁合同	租金的万分之零点五	
	买卖合同	价款的万分之三	指动产买卖合同(不包括个人书立的动产买卖合同)
	承揽合同	报酬的万分之三	
	建设工程合同	价款的万分之三	
	运输合同	运输费用的万分之三	指货运合同和多式联运合同(不包括管道运输合同)

	技术合同	价款、报酬或者使用费的万分之三	不包括专利权、专有技术使用权转让书据
	租赁合同	租金的千分之一	
	保管合同	保管费的千分之一	
	仓储合同	仓储费的千分之一	
	财产保险合同	保险费的千分之一	不包括再保险合同
产权转移书据	土地使用权出让书据	价款的万分之五	转让包括买卖(出售)、继承、赠与、互换、分割
	土地使用权、房屋等建筑物和构筑物所有权转让书据(不包括土地承包经营权和土地经营权转移)	价款的万分之五	
	股权转让书据(不包括应缴纳证券交易印花税的)	价款的万分之五	
	商标专用权、著作权、专利权、专有技术使用权转让书据	价款的万分之三	
营业账簿		实收资本(股本)、资本公积合计金额的万分之二点五	
证券交易		成交金额的千分之一	

2-5. 印紙税

(1) 売買契約書：税額計算根拠に注意する

『中華人民共和国印紙税法』

第五条 印紙税の税額計算根拠は以下のとおりとする。

(一)課税契約書の税額計算根拠は、契約に記載されている金額とし、明記されている増値税税額は含まれない。

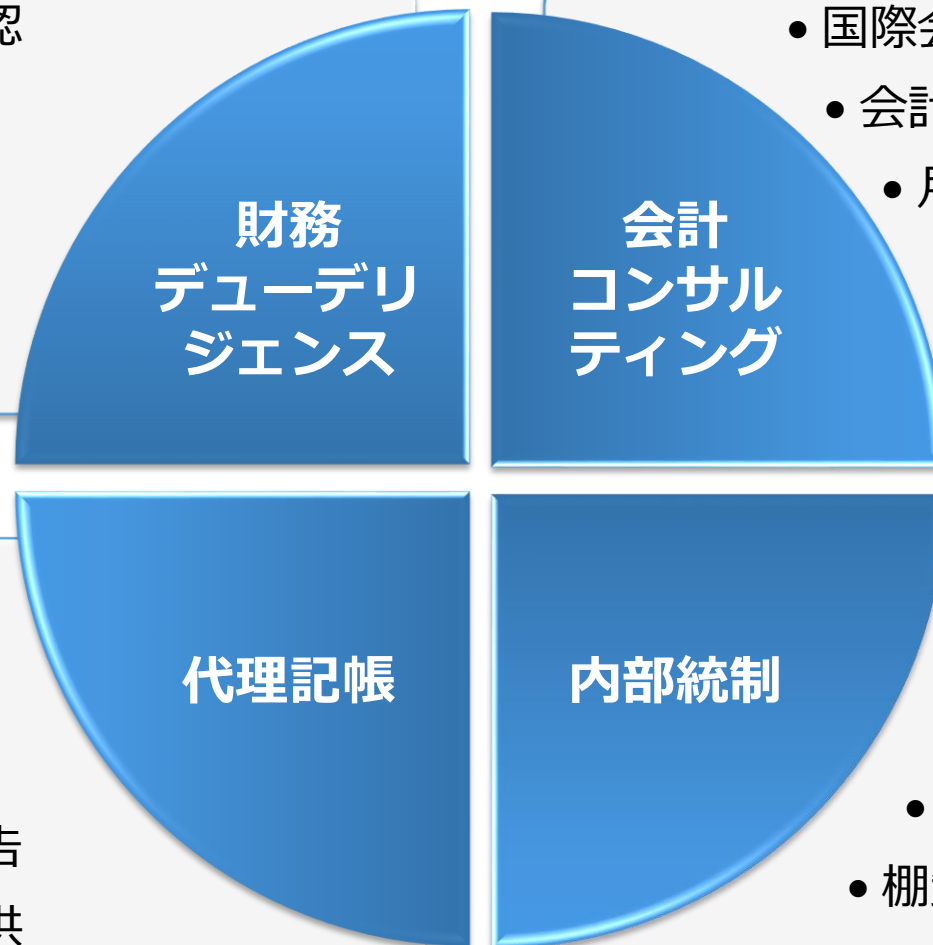
解釈：増値税税額が明記されない場合、契約に明記されている税込金額を印紙税の税額計算根拠とする。

第六条 課税契約書、所有権移転の為の書類に金額が明記されていない場合、印紙税の税額計算根拠は実際に決済された金額を根拠として確定する。

解釈：フレームワーク契約の状況では、実際の決済金額を税額計算根拠とする。

2-5. 印紙税

- (2) ローン契約書：金融機関と締結する金銭貸借契約書
- (3) 技術契約書：科学技術主管部門にて登記された技術契約書
- (4) 営業帳簿：払い込み資本金と資本準備金が記載されている帳簿



- 資産、負債存在性の確認
- 会計計算正確性の判断
- コンプライアンス判断
不正行為調査
- 企業リスク提示

- 国際会計準則への切替
- 会計準則コンプライアンスの確認
- 月次、年度会計計算の確認
- 専門的なコンサルティング
意見の提出

- 出納・経理の派遣
- 月次会計計算の実施
- 諸税金申告の実施
- 年度企業所得税確定申告
工商年検等サービス提供

- 内部管理コンプライアンス
のテスト
- 関連制度、業務フローの構築
- 棚卸管理 & 合理的な原価計算

ご清聴ありがとうございました。

**税務・財務会計については、
ご遠慮なく弊社にご相談ください。**

E-mail: shcs@shcs.com.cn

Shanghai Huazhong Investment Consulting Co., Ltd.